

新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 新型コロナワクチン接種について

(1) 希望する高齢者に迅速に接種していくため、引き続き、国においてワクチン及び必要な物品等を確実に確保し、地域が必要とする量を安定的に供給するとともに、具体的な配分時期及び配分量等、接種の実施に必要な情報を個別の都市自治体に可能な限り迅速に提供すること。

(2) ワクチン接種を行う医師・看護師等を確保するため、個別接種医療機関の増加に資する接種費用の加算措置等を継続すること。

この他にも、集団接種会場の追加確保、臨時職員の増員、備品の追加購入、コールセンター・予約システムの強化、通常診療への影響を考慮した医療機関等への協力金等が必要であり、その経費についても、接種計画の前倒しの如何に関わらず、都市自治体に負担が生じないように、適切な財政措置を遺漏なく講じること。

(3) 国において、国民、医療機関等、地方自治体に対し、ワクチンの安全性・有効性、副反応等の接種を受けるに当たって必要な知見・情報を適切に発信するとともに、希望する国民が確実に接種を受けられる旨のメッセージを発信するなど、国民が安心して冷静に接種を受けられるよう、十分な周知・広報に努めること。

(4) 高齢者接種の進捗状況に応じて、間断なく迅速に次の接種対象者に実施するための取組を進めていく必要があるが、予定どおりに加速化が進む都市自治体においては、64歳以下の接種に係るワクチン供給の見通しが困難な中で、接種計画を策定せざるを得ないのが実情である。

このため、新たに薬事承認されたワクチンも含めたワクチン供給の在り方、今後の接種スケジュール等の工程表や適切な方策を早期に示すとともに、国として、接種の進捗状況を検証したうえで、ワクチンの配分を決定すること。

また、地域の実情に応じて円滑に実施できるよう、柔軟な運用を可能にすること。

さらに、国として集団免疫の獲得に向けた接種率の目安を示すこと。

- (5) 安全かつ円滑な接種に向けて、接種体制確保に必要な費用については、地方負担が生じないよう、国が全額負担することはもとより、地域の実情に応じた接種を実施できるよう、補助対象の拡充も含め、十分な財政措置を講じること。
- (6) 医療従事者が不足している地域において、迅速かつ円滑にワクチン接種を進めるため、国において医師や看護師等の医療従事者の確保・派遣等を図り、広域的な支援策等を強化すること。

また、接種に協力する医療従事者を増やすため、引き続き、医療関係団体等に働きかけるとともに、委託料や報酬等の基準を明確にすること。

- (7) ワクチン接種に関するシステムについては、都市自治体及び医療機関等の事務負担の軽減に資するよう、実情に即した改善を行うこと。
- (8) ワクチン接種後の副反応により健康被害が生じた場合について、早期かつ適切に救済されるよう必要な措置を講じること。
- (9) 就労者が平日に接種を受けやすい環境を整備すること。

2. 医療提供体制の確保と財政措置の充実について

- (1) 十分な医療提供体制が維持できるよう、病院間の支援ネットワークや医師・看護師等の派遣などの医療人材等の確保について、国・都道府県・市町村が連携した広域的な支援体制を構築するとともに、重症患者の搬送に必要な感染防止資機材や搬送に係る車両・人員等の体制強化について十分な財政措置を講じること。

また、新型コロナウイルス感染症病床を確保するため、受入医療機関で発生する必要な資機材や設備の導入、施設の改修及び医療従事者の処遇改善等に要する経費や風評被害等による減収に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を拡充するなど、きめ細かで十分な財政措置等を講じること。

- (2) 受診抑制等による外来患者数の減少・手術の延期及び感染症対策等によって、公立・公的病院等の経営が圧迫されていることから、地域医療を守る公立・公的病院等の安定的経営を確保するべく、必要な財政措置を講じること。
- (3) 一般医療機関における感染拡大を防止するため、「地域外来・検査センタ

一」の整備を推進するなど、必要な診療・検査体制を構築すること。

また、発熱外来において診療する医師に対して財政支援等を講じるとともに、医師等が感染した場合の休業補償等の財政措置を講じること。

- (4) PCR検査の需要に対応するため、検査に係る人材確保、必要な資機材の確保・供給等、PCR検査体制を充実強化するとともに、検査に要する経費について、財政措置を拡充すること。

また、変異株の検査体制についても強化すること。

- (5) 感染拡大防止策を担う保健所について、保健師や臨床検査技師等の人材不足が課題となっていることから、人材確保に係る支援措置を講じるとともに、体制強化に資する十分な財政措置を講じること。

また、感染症拡大に伴う業務増大により、機能不全に陥ることのないよう関係団体等との協力体制を構築すること。

- (6) 医療機関が医療用マスク、アルコール消毒液、感染予防衣等の感染防具や人工呼吸器等の医療用資機材を確保できるよう安定的な供給体制を構築すること。

特に、感染症指定医療機関に対して、引き続き優先供給するよう努めること。

- (7) 国産ワクチン・治療薬等の一日も早い実用化に向け、研究開発を行う企業に対し、重点的な支援を行うこと。

- (8) 患者の入院医療費及び移送費について、都市自治体に負担が生じないように、財政措置を拡充すること。

また、患者の入退院の調整、回復期の病床確保等が円滑に行われるよう、国において基準を示すなど、制度を整備すること。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保について

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、令和4年度においても、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能

を強化するとともに、その総額を確保すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が感染症に係る情報の住民等への提供、感染拡大防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定策などの各種対策に要する経費については、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。
- (3) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

4. 地域経済に関する支援について

(1) 中小企業・小規模事業者等への支援について

中小企業・小規模事業者等は依然として厳しい状況が続いていることから、更なる経済対策を講じること。

また、支援事業の実施に当たっては、都市自治体や事業者など現場の意見を踏まえ、弾力性が高く事務負担の少ない制度設計にするとともに、各種支援策及び経営に関する相談体制等を強化するほか、以下の措置を講じること。

- 1) 中小企業・小規模事業者等の事業継続を強力に推進するため、持続化給付金・家賃支援給付金の再度の支給及び支給額の増額等により地域や業種等に縛られない万全な支援策を講じること。

また、支援制度の実施に当たっては、迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、手続きの簡素化及び支給の迅速化を図ること。

特に、休業要請等により影響を受ける事業者に対しては、その影響を踏まえ、更なる支援の充実を図ること。

- 2) 金融機関による貸付の融資枠の拡大、償還期間の延長など、更なる資金繰り支援を強化するとともに、速やかな資金提供が行われるよう引き続き金融機関に要請を行うこと。

また、セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。

さらに、信用保証協会に対して、資金繰り支援等について積極的な働

きかけを引き続き行うこと。

- 3) 感染症の影響を乗り越えるための感染防止対策や前向きな投資を行う事業者に対し、積極的な支援を講じること。
- 4) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。
- 5) 地場産業や伝統工芸を支えている小規模事業者については、売上減少による廃業・倒産が加速していることから、産業品の販売促進に資する支援を行うこと。
- 6) コロナ禍を受けた新しい生活様式による電子決済の利用を促進するため、事業者のキャッシュレス導入に係る費用負担の軽減措置を実施すること。

また、都市自治体が独自に実施するキャッシュレス推進施策に対し、財政措置を講じること。

- 7) 新型コロナウイルスによる社会経済活動の長期停滞が懸念されることから、都市自治体が独自に実施した事業者支援の施策等について、財政措置を講じること。

(2) 農林漁業者等への支援について

- 1) 外食やインバウンド需要の大幅な低下等により、国産農水産物の価格低落などが顕著であるため、販売促進に係る支援や価格安定対策を拡充すること。
- 2) 高収益作物次期作支援交付金を拡充するなど地域を支える農林漁業者の経営継続に万全の対策を講じること。

特に、需要減退の影響が大きい畜産農家が安心して生産活動が続けられるよう十分な経営支援を講じること。

- 3) 林業経営体等の事業継続及び新たな木材需要の拡大に係る施策を推進すること。

(3) 観光振興に関する支援について

- 1) 観光産業の回復に向け、都市自治体及び事業者等が行う観光振興に係る十分な財政措置を講じること。
- 2) 売上等に甚大な打撃を被った観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業を対象とした消費喚起対策の実施に当たっては、都

市自治体及び事業者等の意見を踏まえ、継続的かつ効果的な支援を行うこと。

5. 雇用の維持について

(1) 雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金については、都市自治体等の意見を踏まえ、手続きの簡素化及び速やかな交付を図ること。

また、緊急対応期間を延長するとともに、支給上限額及び助成率を更に引き上げること。

(2) 雇いを維持するため、新卒者の内定取消しや解雇・雇止めを行わないこと及び新型コロナウイルス感染症対策に配慮した企業説明会等の柔軟な採用活動を行うことについて、企業に対して引き続き協力を要請すること。

また、国による相談支援体制を強化し、雇いを維持すること。

なお、全国的な雇用情勢の更なる悪化にも対応できるよう、失業者の再就職及び雇用創出等に関する取組について、具体的かつ実効的な制度設計を行うこと。

(3) 在宅勤務をはじめ、テレワークやサテライトオフィス等多様な労働環境の整備について、財政支援の充実を図ること。

(4) 企業の経済活動縮小等により解雇や雇止めをされた者等を積極的に雇用した企業に対して助成金を支給するなど、雇用創出のための支援措置を講じること。

6. 生活インフラ等に関する支援について

(1) 低迷した地域経済を回復させるためには、公共事業による景気の下支えが必要であることから、道路網の整備、国土強靱化など社会資本整備を強力に推進し、地域経済の活性化を図ること。

(2) 利用者の減少により影響を受けている鉄道、バス、タクシーなどの交通事業者に対し、安定的な経営が維持できるよう積極的な支援を講じること。

特に、地域公共交通確保維持改善事業については対象要件を緩和すること。

また、都市自治体が独自に実施した交通事業者への支援策について、財政措置を講じること。

さらに、車内等の感染拡大防止に向けた取組に係る財政措置を拡充する

こと。

- (3) 厳しい経営状況が続いている空港運営事業者の経営の安定化に向け、更なる支援措置を講じること。
- (4) タクシー事業者が有償で食料等を運送するための許可申請について、手続き等の負担軽減を図ること。
- (5) 建築物の利用における感染リスクを減らすため、「新しい生活様式」に対応した改修等に係る財政措置を講じること。

7. 社会福祉に関する支援について

(1) 介護サービスに関する支援について

- 1) サービス事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、対策に要する費用や必要な物資の供給等について、引き続き、財政措置を含めた適切な支援措置を講じること。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により介護職員不足が更に深刻となっていることから、事業所において安定的なサービス供給量を確保するため、引き続き、実効性のある人材確保策と併せて、必要な財政措置を講じること。
- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る介護保険の保険料の減免に対する財政支援については、全額国費による支援を継続すること。
- 4) 介護保険施設で新型コロナウイルス感染症が発生した場合であって、病床ひっ迫のため、やむを得ず当該施設内での入所を継続し療養を行う場合について、入所者の費用負担を全額公費負担とすること。

(2) 国民健康保険制度等に関する支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合においても、国民健康保険制度の持続可能な財政運営が行えるよう、国において必要な財政措置を講じること。
- 2) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者に係る保険料（税）の減免に対する財政支援については、全額国費による支援を継続すること。
- 3) 保険者努力支援制度における特定健康診査の実施率や法定外一般会計の繰入等に係る評価については、新型コロナウイルス感染症による保険

者への影響等を勘案したものとすること。

- 4) 新型コロナウイルス感染症に感染した国民健康保険被保険者に支給される傷病手当金に対し、新たに設けられた支給額の全額を補助する制度について、支給対象者の拡大や支給対象額の増額等を図ること。
- 5) 後期高齢者支援金の加算・減算制度及び後期高齢者医療制度の保険者インセンティブについて、新型コロナウイルス感染症による特定健康診査等の実施率等への影響等を踏まえ、適切に評価すること。

(3) 生活保護・生活困窮者への支援について

- 1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、失業・休業、減収、住居喪失等の厳しい状況に置かれ、生活が困窮し、あるいは生活保護を受ける市民が増加していることから、生活支援や心のケア等の充実強化を図るため、十分な財政措置を講じること。

また、支援の窓口として重要な役割を担う社会福祉協議会について、体制強化や活動の充実に必要な支援策を講じること。

- 2) 生活困窮者自立支援法に基づく住居確保給付金や一時生活支援事業について、新型コロナウイルス感染症の影響により申請者が増加し、都市自治体の財政負担が大きくなっていることから、十分な財政措置を講じること。

なお、住居確保給付金については、同感染症が収束し、雇用状況が改善されるまでの間、受給期間を延長すること。

- 3) 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることから、民生委員が安心して活動を行うために必要な感染防止対策に係る支援を行うこと。

(4) 障害福祉サービスに関する支援について

障害者施設等の事業所が感染防止対策を講じつつ、安定した事業運営を継続できるよう、十分な財政措置を講じること。

また、人材確保やICTを活用した運営等に係る支援の充実を図ること。

8. 子ども・子育てに関する支援について

- (1) 保育園等利用者に対して登園の自粛要請等を行った場合、保護者の保育料等の減免によって生じる負担や副食費の日割減額分について、必要な財政措置を講じること。

- (2) 学校の臨時休業に伴い、児童館等で実施した放課後児童クラブ、学童保育等で生じた追加費用について、十分な財政措置を講じること。
- (3) 幼稚園、保育所等の新型コロナウイルス感染症対策に係る通知や補助金について、国の窓口を一本化すること。
- (4) 保育所、幼稚園及び放課後児童クラブに対し、衛生面や感染症予防に関する情報提供及び感染防止対策に必要な財政措置を講じること。
- (5) 保育所、認定こども園や放課後児童クラブ等の児童福祉施設に従事する職員について、慰労金を支給すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染リスクがある中においても質の高い保育を維持するため、保育士の更なる処遇改善及び十分な給与水準の確保に必要な財政措置を講じること。
- (7) 乳幼児健診における新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用について、集団健診での実施した場合についても財政措置を講じること。
- (8) コロナ禍の下で虐待リスクが高まる中、子ども家庭支援員の配置等に必要な財政措置を講じるとともに、子育て短期支援事業について、慢性的に不足しているショートステイ床の増床を図れるよう、財政措置を含め、更なる支援策を講じること。
- (9) 子育て世帯の保護者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合、取り残された保育を要する児童等を受け入れるための体制を整備すること。
- (10) 新型コロナウイルス感染症対策に係る子ども・子育て支援交付金の特例措置分については、令和元年度同様、国の責任において全額措置すること。
- (11) 病児保育事業については、新型コロナウイルス感染症の影響で利用児童数が大幅に減少し、運営に支障を来していることから、安定した事業運営を図れるよう必要な財政措置を講じること。
- (12) 出産及び子育てが安心してできるよう妊産婦へのきめ細やかな支援策を講じること。
- (13) 子育て世帯の経済的負担の軽減のため、財政支援策の更なる充実・拡充を図ること。

9. 義務教育等に関する支援について

- (1) 児童生徒の学びを保障するために都市自治体が行う取組に対して、加配教員の配置等に係る十分な財政的支援を講じること。

- (2) 小・中学校等の臨時休業による児童生徒の心のケアに対応するため、専門家や加配教員の配置に係る十分な財政措置を講じること。
 - (3) 幼稚園及び小・中学校の施設における衛生管理について、都市自治体に対して的確な情報提供を行うとともに、消毒作業等に係るスクール・サポート・スタッフの配置等に必要な財政措置を講じること。
 - (4) 小・中学校の修学旅行や課外活動を延期・中止した場合に生じたキャンセル料等について、十分な財政措置を講じること。
 - (5) 学校臨時休業対策費補助金については、事務処理の簡略化や補助制度の拡充を行うこと。
 - (6) 学校内の新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、学校保健特別対策事業費補助金の継続及び拡充を図ること。
10. コロナ禍における自殺も含めた総合的な自殺対策について、都市自治体が十分な施策を講じることができるよう支援を強化すること。
11. 海外からの渡航者及び労働者への検査の徹底等、空港・港湾における水際検疫体制を強化すること。
また、外国籍の船舶において検疫を終え入港した後に集団感染が発生した場合、国の責任において対応するよう必要な体制整備を図ること。
12. マスク、アルコール消毒液等の医療用・衛生用物資等について、引き続き生産・供給体制を整備・維持するとともに、特に医療機関、介護施設、保育施設及び教育の現場等において適切な感染防止対策を講じられるよう、都市自治体に供給すること。
また、都市自治体を実施する感染防止対策等に要する経費については、適切な財政措置を講じること。
13. 新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うため、避難者のスクリーニングなど健康管理を行うための看護師等の人材確保や、必要な資機材の整備、運営訓練等に対する支援の充実強化を図ること。
また、密集を避けるため、多くの避難所の開設やスペースの確保が求められることから、避難所施設の確保や改修に係る支援の充実強化を図ること。

14. 休業や宿泊人数の制限等により、大幅な減収に見舞われた山小屋の事業継続に万全の対策を講じること。

また、山小屋における感染症対策の推進や感染症リスクの低減のため、環境配慮型トイレの導入等に係る支援措置を拡充すること。

15. 国と地方の情報共有等の緊密な連携等について

(1) 新型コロナウイルス感染症対策については、都市自治体は、市民の命と生活を守るため、国の方針等に基づき、感染予防、まん延防止、経済対策等のあらゆる対策を講じているところであるので、関係府省庁・都道府県・市町村等で緊密な連携を図るとともに、都市自治体が医療機関の入院患者受入れ状況や感染患者に関する情報等を適切に把握することができるよう、情報共有等について必要な措置を講じること。

(2) 新型コロナウイルス感染症に関して、国民が正しい知識を得て正しく恐れることができるよう、適切な情報提供の在り方を検討し、その結果を踏まえ、十分な広報・啓発を図ること。

(3) 感染者や治療にあたる医療従事者やその家族、ホテル等自宅以外の療養の場及びその関係者に対する偏見や差別が起きないように、継続的な広報や教育・啓発、適正な報道の在り方に係る検討、相談窓口の充実・強化など、必要な対策を講じること。

東日本大震災からの復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

- (1) 今後、関連工事との工程調整等により復興・創生期間に完了が危ぶまれる一部のハード事業に加え、コミュニティの再生など新たなまちづくりの諸課題への継続的な対応が必要となることから、被災規模や地域の実情に応じた復興まちづくりを実現するため、災害復旧事業並びに震災復興事業に係る震災復興特別交付税等の地方財政措置について、復興事業が完了するまでの間、継続的な措置を講じること。
- (2) 震災発生から時間が経過すること等により、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、復興の取組に必要な技術職員等の人材確保や被災市町村への職員等派遣について、引き続き必要な措置を講じること。
- (3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。
- (4) 災害援護資金貸付制度において、償還免除できる規定が定められているが、地方自治法による徴収停止や、地方税法による滞納処分等の執行停止に相当する場合についても、自治体が償還免除とすることができるよう免除要件を改めること。

また、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備すること。

さらに、自治体が、当該貸付金の支払を猶予した場合は、自治体から国への償還期間を延長すること。

あわせて、債権回収に向けた自治体個々の取組に対し支援を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

- (5) 防災集団移転促進事業で取得した移転元地の活用を推進するため、第2期復興・創生期間以降においても適切な財政措置を講じること。

2. 被災者の生活再建支援等について

(1) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、現状の制度を堅持し、更なる支援延長を講じること。

また、入居者の状況に応じた自治体独自の家賃の減免について支援すること。

さらに、災害公営住宅家賃低廉化事業については、令和3年度において見直された補助水準を維持するとともに、今後安定的に財政支援すること。

(2) 震災によるPTSDを抱える児童生徒への対応等について、長期的な支援が必要不可欠であることから、養護教諭や就学援助の増加等に対応する事務職員も含めた加配の充実を図ること。

(3) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、加配教員を継続し、弾力的な学級編成を可能とすること。

(4) 被災児童生徒就学支援等事業について、令和3年度以降も全額国費による支援を継続すること。

(5) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「被災者支援総合交付金」等について、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。

3. 地域産業の復興・再生について

被災地の自立に向け、先進技術の導入や地域資源の活用など、地域産業の復興に係る支援措置を充実すること。

また、被災地への新産業の集積等、特段の措置を講じることにより、交流人口・関係人口、移住者の拡大を図ること。

4. 公共施設等の復旧支援について

(1) 港湾は、住民生活や産業振興を支えるとともに、地域の経済活動においても重要な拠点であることから、湾口防波堤の着実な整備を図ること。

(2) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。

- (3) 被災地の復興を加速化させるため、鉄道事業者と連携し、鉄道の利便性向上を図ること。
- (4) 被災地における下水道施設の改修・更新及び溢水対策等に係る十分な財政措置を講じること。
- (5) 災害廃棄物を受け入れた最終処分場周辺のモニタリングに係る財政措置を講じること。
- (6) 遠隔自動化した水門や陸閘等の維持管理に係る財政措置を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実を図るとともに、第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく安心感を持って復興を進めることができるよう、国はその責任と財政負担により、特に次の事項について万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等

1) 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、国の責任において、全額国費負担により強力に推進すること。

また、今後新たに顕在化する課題に対しても、引き続き国が前面に立って取り組むこと。

2) 第2期復興・創生期間以降においても、切れ目なく復興を進めることができるよう、十分な体制、柔軟な制度とともに、安定的な財源を確保すること。

また、風評・偏見の解消とそれに対する心の復興に関する対策や健康管理対策、被災市町村の状況に即した切れ目のない支援を行うこと。

3) 福島再生加速化交付金及び被災者支援総合交付金を継続するとともに、十分な財政措置を講じること。

また、両交付金の対象地域を拡大すること。

4) 原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。

(2) 放射性物質対策等

1) 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。

また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の管理について、国が迅速に責任を持って対応すること。

- 2) 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- 3) 除去土壌の搬出困難案件について、将来的に搬出が可能となった際に柔軟に対応できるよう制度設計を行うこと。
- 4) 森林・河川・湖沼等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- 5) 除染作業員の安全が確保されるよう除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度を充実すること。
- 6) 「放射性物質汚染対処特別措置法」に基づく「汚染状況重点調査地域」の指定解除後に新たに発生した事案等に対し、国の責任において迅速かつ確実な除染等の対応ができる体制や制度の構築を図ること。
- 7) 仮置場としての利用を終えた用地への集会所など住民の福祉向上に資する施設整備に対し、財政措置を講じること。

(3) 廃炉・汚染水対策

- 1) 福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を確実に実施すること。

また、トリチウムを含んだ処理水の処分については、国内外の理解を得るための正確な情報発信を強力に行うとともに、国の責任で適切に処理すること。あわせて、風評被害を発生させないための対応について、対策費用面も含め具体的に明示し、国民の理解が得られるようにすること。

さらに、処理水については海洋放出によらない新たな処理・保管方法を国の責任で検討すること。

- 2) 廃炉対策については、事業者任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

(4) 原発事故に伴う損害賠償の迅速かつ適正な実施

- 1) 原発事故に伴う損害賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- 2) 原発被災地の都市自治体が放射性物質対策に要した経費及び財物損害等については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- 3) 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまで

の事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にし、確実かつ迅速に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

- 4) 原発事故を起因とする財物損害については、福島県の避難指示区域に限定することなく、すべての被災者が原子力損害賠償紛争解決センターを経由せず、東京電力への賠償請求を可能とすること。
- 5) 商工業等に係る営業損害については、一括賠償による対応が取られてきたところであるが、損害が継続して発生している場合においては、適切に賠償するよう東京電力を強く指導すること。

また、農林水産業に係る営業損害についても、依然として出荷制限や風評被害により厳しい状況に置かれていることを踏まえ、十分な賠償を確実に継続するよう東京電力を強く指導すること。

- 6) 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染経費については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 7) 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- 8) 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を福島原子力補償相談室に常駐させること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

モニタリング体制の維持・充実を図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど地域と連携した取組を推進すること。

(6) 医師確保対策

原発事故以降深刻化している医師・看護師等及び介護スタッフの人材不足を解消するため、人件費補助など関係自治体等への財政措置を継続すること。

(7) 住民の健康確保

- 1) 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子ども及び高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じるとともに、これらの対策の実施に当たっては、被災自治体に対する説明と意見交換を行うこと。

また、住民の帰還に向け、被災地における子育て環境を整備すること。

- 2) 内部被ばく・外部被ばく検査など、長期的な健康管理に要するすべての経費について財政措置を講じること。
- 3) 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。
- 4) 放射能に関する国民の正しい理解を促進するため、例えば高等学校の入学試験に放射能に関する出題を行うなど、教育の現場において幅広い角度からより実践的な取組が行われるよう努めること。

また、放射能による健康や環境に対する影響について正しい情報を発信することにより、国内外の風評を払拭すること。

- 5) 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制の確立等、万全の措置を講じること。
- 6) 原発事故により、一時的に人口が急減したことによる公立病院の経営悪化に対して自治体が行っている多額の財政支援に係る財政措置を講じること。
- 7) 避難指示区域等における医療・介護保険等の保険料並びに利用者負担の減免措置については、住民の生活が安定するまでには相当の期間を要することから、被保険者の健康維持のため、所得制限基準を見直したうえで特別措置を今後も継続すること。また、免除の縮小、終了に向けては当該被保険者への十分な周知期間を確保すること。

(8) 自主避難者等への支援

自主避難者等への支援については、避難者の所在地等の情報を確実に把握したうえで、個々の生活再建状況等に応じて、住宅確保及び就業支援等の施策を着実に推進すること。

(9) 風評被害対策

- 1) 農林水産物など各分野の風評被害を解消するため、国内外に対し安全性をPRするなど風評被害払拭に向けた積極的な施策を実施するとともに、都市自治体の取組に対し、十分な財政措置を講じること。
- 2) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られる

ことがないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。

2. 原子力災害からの復興・再生

(1) 産業復興の推進

1) 被災地における地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、地域産業の中核を担う人材の育成や企業誘致につながる施策に係る財政措置を拡充すること。

また、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。

2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金については、依然として工場等の増設が不十分な地域もあることから、重点化された地域のみならず、その他の地域においても支援を継続すること。

3) 風評被害の影響等により落ち込んだ観光客の回復を図るため、国内外への多角的な観光情報の発信、外国人旅行者等の誘客、さらには、観光地の整備などハード・ソフト一体となった観光施策を推進すること。

4) 原発被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少等により、その被害が広域化かつ深刻化していることから、被害防止体制の強化が図れるよう十分な財源を確保するとともに、国と県とが連携して対策を強化すること。特に、その捕獲に係る助成金について、成獣・幼獣の区別をなくすこと。

また、捕獲後の鳥獣の解体については、減量化処理施設の整備に係る財政措置など負担軽減のための必要な施策を講じること。

5) 原発被災地における農作物の流通・供給拠点となる卸売市場等の整備に係る財政措置を講じること。

6) 復興特区制度については、一層の企業活動の活性化や雇用促進を図るため、税制上の特例措置を拡充すること。

(2) 新たな産業と雇用の創出

1) 福島・国際研究産業都市（イノベーション・コースト）構想の復興・創生期間後の更なる推進を図るため、「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」を踏まえた、産業集積や構想を支える人材育成などの具体的な取組を促進し、強力に支援すること。

- 2) 福島新エネ社会構想の実現に向けて、再生可能エネルギーの導入拡大や水素を活用した開発等に係る総合的かつ積極的な支援を行うこと。

3. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

- 1) 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価については、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

さらに、原子力発電所における不適切事案について、迅速に公表する仕組みを構築し、原子力発電所の透明性向上に取り組むとともに、原子力事業者の適格性について、評価、指導を含め、継続的かつ厳格に対応すること。

- 2) 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。
- 3) 核燃料サイクルの必要性を国民に丁寧に説明し、理解を得たうえで施策を推進すること。
- 4) 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処すること。
- 5) 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化

- 1) 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供及び原子力事業者

に対する指導・監督の強化により、周辺住民や自治体の不安解消に努めること。

- 2) 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、住民等の避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、感染症流行時及び大雪時における具体的な避難のあり方を示し、各自治体における対応に必要な財政支援を行うこと。

さらに、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- 3) 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信すること。

また、モニタリング体制の強化について、十分な支援措置を講じること。

- 4) 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、十分な財政措置を講じるとともに、都市自治体の実態に配慮した仕組みにすること。

- 5) 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。

- 6) 原子力安全規制に携わる人材の増強及び育成を行い、現場における規制体制を強化すること。

- 7) 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施に加え、災害時における原子力に関する専門的知識を有する職員の確保等の取組を支援すること。

4. エネルギー基本計画に原子力発電の位置付けを明確にするとともに、国民に対し責任ある説明をすること。

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化に関する重点提言

国土強靱化、防災・減災対策等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化に向けた取組の充実強化について

(1) 近年頻発する大規模災害にかんがみ、強靱な国土づくりを強力かつ継続的に進めるため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」をはじめとする取組が着実に実施できるよう、必要な予算・財源を当初予算において安定的・継続的に確保すること。

(2) 道路、河川、砂防、上下水道等の社会資本整備を地方においても集中的に推進するため、防災・安全交付金、社会資本整備総合交付金等を確保するなど、国土強靱化と防災・減災対策を加速するための財源を十分確保すること。

また、緊急防災・減災事業債については、引き続き防災・減災対策を充実強化させることが必要であるため、対象事業を拡大する等の地方財政措置の拡充を図ること。

2. 地震・津波・火山対策の充実強化について

(1) 地域における地震・津波・火山等災害防災対策を着実に推進するため、被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

(2) 発生が懸念されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、各都市自治体に示すとともに、シミュレーション映像を活用するなど、国民に対する効果的な啓発に取り組むこと。

また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備、液状化対策等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。

(3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所などの避難施設、避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。

(4) 被害防止や避難経路等の確保を図るため、ブロック塀等の危険個所の点

検・補強補修・撤去工事等に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地域の実情に応じた改修ができるようにすること。

- (5) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業について、財政措置を拡充すること。
- (6) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。
- (7) 火山活動の常時監視・観測体制を強化するため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。
- (8) 火山活動による広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路・退避壕等の整備拡充、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

3. 台風・豪雨等の気象災害対策の推進について

- (1) 気候変動による豪雨の激甚化・頻発化を踏まえ、「流域治水」の考え方に基づき、河川関係施設等の整備や補修など必要な対策が迅速かつ計画的に実施できるよう十分な予算を確保すること。
また、地方自治体が管理する河川の改修、老朽化対策及び維持管理に係る財政措置を拡充すること。
- (2) 近年の降雨の状況を踏まえ、排水機場や排水ポンプ車の増強をはじめとする排水処理体制の充実など、内水浸水対策の強化を図るとともに十分な財政措置を講じること。
- (3) 土砂災害に備えるため、砂防関係施設の重点的な整備や気象観測体制の強化など、ハード・ソフト一体となった総合的な対策を講じるとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、採択要件の緩和など財政措置を充実すること。
- (5) 土砂災害警戒区域等の住宅・建築物の改修・移転等に係る支援制度を充実すること。

また、都市自治体の実施する避難所等の防災体制の整備及び補強に係る

支援を充実すること。

- (6) 近年の豪雨災害を踏まえ、危機管理型水位計や河川監視カメラの増設、地方自治体による適時的確な避難指示等の発令に資する新たな技術を活用した防災情報の高度化などハード・ソフト両面の充実強化を図るため、大幅な予算の拡充など必要な措置を講じること。

4. 雪害対策の推進について

- (1) 市町村道の除排雪及び豪雪被害対策に要する経費に係る交付税措置を充実すること。

また、雪寒指定道路の指定基準を緩和し、社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の拡充を図ること。

さらに、持続的な除排雪体制を構築するため、除雪オペレーターの確保・育成支援に取り組むこと。

- (2) 人口減少・高齢化の顕著な雪寒地帯における共助による雪処理の担い手確保や安全な雪下ろし体制づくり等を積極的に支援すること。

5. エネルギーの安定供給の確保等について

- (1) 大規模な災害によるブラックアウト（大規模停電）を回避するため、非常用電源の整備に係る支援、電力系統の増強、さらには地域における電源の分散化など、引き続き電力供給の強靱化を図ること。

また、停電発生時においては、被害状況及び復旧の見通しを迅速かつ的確に情報発信を行うとともに、早期の復旧に向けた体制を確保すること。

- (2) エネルギー供給リスクの分散、バックアップ機能の強化のため、広域天然ガスパイプライン、液化天然ガス（LNG）の受入基地等のエネルギーインフラの整備や広域的な燃料供給体制の構築に当たっては、国が主導的な役割を果たし、地理的バランスを確保しつつ、積極的に推進すること。

6. 防災・減災対策の充実強化について

- (1) 災害対策基本法の改正に伴い、避難勧告・指示の一本化については、国民への十分な周知による理解を図るとともに、避難行動要支援者に係る個別避難計画の策定に当たっては、平時から地域や福祉と連携し、実効性のある計画が策定できるよう、積極的に支援すること。

- (2) 平常時の予防対策から応急対策、復旧・復興対策を総合的に推進する広域ブロックの中核的な防災拠点となる「基幹的広域防災拠点」を、国の責任において全ブロックに早期に整備すること。
- (3) 防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、災害対応の中心施設となる庁舎の耐震化等について、地域の実情に応じた必要な措置を講じるとともに、体育館、公民館等の公共・公用施設や災害拠点病院の建替え、耐震診断、耐震改修、大規模改修等に対し、財政措置を拡充すること。
- (4) 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、冷暖房器具や発電機等の非常用設備の導入、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充するとともに、被災者支援体制を充実強化するために必要な措置を講じること。
- (5) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。
- (6) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費等の財政措置を拡充すること。

また、災害に強い情報通信インフラを構築するとともに、災害に関する確かな情報を多様な手段で提供するなど、被災エリアのすべての人々の命を守る行動を支援する仕組みの充実強化に努めること。
- (7) 災害発生時における広域のかつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、平常時から自治体とホットラインを確立するなど、地方との連携強化に努めること。また、被災地支援の強化に必要な地方整備局等の人員・資機材等を確保するなど、災害対応のための組織体制の充実及び機能の強化を令和4年度以降も継続的に図ること。
- (8) 国主導により、都道府県域を越えた広域避難計画を策定するとともに、広域避難に際し混乱が生じることのないよう、広域避難時における避難情報の発令のあり方などについて明確化すること。
- (9) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、全国統一的な被災者支援システムを構築すること。
- (10) 帰宅困難者対策については、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、一時滞在施設、代替輸送手段の確

保について、国として積極的に取り組むこと。

また、一時滞在施設の確保のため、施設管理者への損害賠償のあり方について、検討するとともに、必要な措置を講じること。

- (11) 地震発生後、踏切の遮断機が長時間遮断され、住民の避難や緊急車両の通行が困難になる事態を回避するため、災害時における関係機関との間の連絡体制の整備や早期の遮断解消等に向けた対策など指定公共機関である鉄道事業者に対して必要な指導や支援を行うこと。
- (12) 発災後のライフラインの停止や復旧活動の状況、復旧見込み等の情報について、国、指定公共機関、地方自治体が共有し、連携して対策が講じられるよう、電力会社、通信事業者等の指定公共機関に対し、被災自治体へ適正な情報提供をするよう指導や支援を行うこと。

7. 被災地支援の充実強化について

- (1) 被災地方公共団体の実情を踏まえた、人的・財政的な支援を積極的かつ継続的に講じるとともに、被災者の生活再建への支援や、災害廃棄物処理の支援など、被災地の一日も早い復旧・復興のために必要な支援の充実強化を図ること。
- (2) 災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての地域で支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するなど、被災者の実態にかんがみ、財政措置の充実を図ること。
- (3) 災害援護資金貸付制度については、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するなど、将来的に被災自治体の財政的な負担が生じることのないよう見直すこと。
- (4) 被災自治体への支援を効果的に行うため、支援物資の提供、職員派遣、避難先確保等の地方自治体間の支援について、災害救助法及び関係する諸制度に位置づけたうえで、幅広く財政措置を講じること。
- (5) 被災自治体において、復旧・復興を担う技術職員等の専門人材が不足していることから、必要な人材確保の方策や、職員の中長期派遣について、

引き続き必要な措置を講じること。

(6) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充するとともに、事務手続きの簡素化等を図ること。

また、早期復旧等のため、支援制度の拡充を図ること。

(7) 現行の水害におけるり災判定について、被害の実態に即し、かつ迅速な判定が可能となるような判断基準の設定を検討すること。

8. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 救急隊の増隊に係る経費、消防車両及び救助活動用資機材の整備、高速自動車国道における消防業務、消防緊急通信指令施設の維持管理等、消防力強化に係る財政措置の拡充を図ること。

(2) 常備消防及び非常備消防に対する交付税措置については、近年、頻発化、激甚化する災害の実態を踏まえた消防需要に的確に対応できるよう、地域の実情をより反映した措置とすること。

(3) 消防団員の人員及び安全を確保し、消防団の機動力強化を図るため、消防団の装備の充実、消防車両の整備・更新、消防水利施設の整備等に係る財政措置の拡充を図ること。

9. 新型コロナウイルス感染症対策関係について

新型コロナウイルス感染症対策を講じた避難所運営を行うため、避難者のスクリーニングなど健康管理を行うための看護師等の人材確保や、必要な資機材の整備、運営訓練等に対する支援の充実強化を図ること。

また、密集を避けるため、多くの避難所の開設やスペースの確保が求められることから、避難所施設の確保や改修に係る支援の充実強化を図ること。

地方創生の推進に関する重点提言

地方創生を実現するためには、個々の自治体や一地方の取組だけでは限界がある。そのため、国における実効性のある政策の下、国・都道府県・市町村等が相互に連携を図りながら、様々な課題に一体となって積極的に取り組むことが重要である。

第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、地方創生の動きを更に加速させ、真に実りあるものとすることが求められている。

また、新型コロナウイルス感染症により、人々の意識や行動に大きな変化が生じている。この機を捉え、災害リスクも高い東京一極集中の流れを大きく変え、分散型国土の具現化を図っていくことが必要である。

よって、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

(1) 地方創生の推進に当たり、国は、少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通、情報通信等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策に重点的に取り組むこと。

また、人口減少や東京一極集中の是正等の喫緊の重要課題の解決に向け、関係省庁が連携して実効性のある取組を早急に実施すること。

(2) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住や地方との関わりを持つことの魅力などについて、効果的・戦略的な情報発信を進めること。

2. 地域におけるSociety 5.0の実現

(1) AI等の先端技術については、人口減少が進む地方においてこそ、様々な分野で課題を解決するツールとして活用できる可能性が高いため、日本全国でSociety 5.0が実現できるよう、5G・光ファイバ等のICTインフラ整備を推進するとともに、専門技術者やノウハウが不足する都市自治体に対する必要な支援を行うこと。

(2) 農林水産業、教育、医療、交通などに関する地域課題の解決を図り、地域の魅力を高めるため、地方創生に資するデジタル・トランスフォーメー

ションを推進すること。

3. 少子化対策、子ども・子育て支援の充実

- (1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化の実施については、様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。
- (4) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備や運営に係る財政措置を拡充すること。
また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。
- (5) 子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

なお、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

また、各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべての地方単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

4. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (1) 東京一極集中の是正に向け、大規模災害の発生や感染症の感染拡大がもたらすリスクも踏まえ、リモートワークなど多様なデジタル化を進めるこ

とで、地方での仕事の創出や地方への仕事の移転、地方への移住・定住等を押し進め、分散型国土の具現化を図ること。

また、政府関係機関の地方移転について、国が主体的に取り組み、早期に実施すること。その際、移転に伴う負担を地方に求めないこと。

- (2) 地方への新しいひとの流れをつくるため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、財政措置を拡充するとともに、地方移住希望者に対する就業支援や移住に伴う経済負担等の軽減などにより、若者を中心としたU I Jターンの抜本的強化を図ること。また、将来的なU I Jターンにつながる「関係人口」の拡大に向けた取組を推進すること。
- (3) 地方創生移住支援事業・地方創生起業支援事業について、実施状況や地域の実情も踏まえ、更なる制度の拡充や要件の緩和を図ること。
- (4) 地域おこし協力隊について、地域要件の緩和や応募者の裾野の拡大を図るとともに、隊員の任期終了後の定住・定着を一層推進すること。また、都市自治体が負担する経費について、財政措置を拡充すること。
- (5) 地域経済の活性化等を図るため、女性・高齢者・外国人などの人材が地域で活躍できるよう、効果的な支援策を講じること。
- (6) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、地方拠点強化税制を延長したうえで税制特例措置を抜本的に見直すとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
- (7) 人口の過度の集中による感染リスクを低減するため、企業の地方移転やサテライトオフィス等による機能移転、地域における創業の促進等の施策を強力に推進すること。
- (8) サテライトオフィス等を整備・活用し、地方への企業進出を促進するため、地方創生テレワーク交付金の確保・充実を図ること。

5. 地域経済活性化

- (1) 地域経済の好循環を図るため、「地域未来投資促進法」を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組に係る支援の充実を図ること。
- (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充すること。

- (3) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (4) 農業次世代人材投資事業については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等、事業の拡充や運用改善を図ったうえで、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう地方の実態に即した十分な予算を確保すること。
- (5) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (6) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。
- (7) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組やICTを活用した取組が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。
- (8) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。
- (9) 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。
- (10) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (11) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
また、歴史的建築物等の保存・活用について、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
- (12) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
- (13) 観光施設等における多言語対応や防災情報の発信、無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。

- (14) 訪日誘客支援空港への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
- (15) クルーズの再興に向けて、旅客船専用岸壁や感染症対策にも対応できるターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

6. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じること。

- (2) 老人福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備や介護現場における介護ロボットの活用・ICT化の促進等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

- (3) 介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

- (4) 安心で質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。

- (5) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十

分な財政措置を講じること。

特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。

(6) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(7) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。

また、助成対象者の拡大を図ること。

(8) 国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

(9) 孤独・孤立対策を効果的に推進するためには、特定の対象や課題に偏ることなく包括的に支援することが必要であることから、縦割りを排して横断的に施策を実現する政策パッケージを早期に提示すること。

(10) 複合的な課題を抱える方を必要な支援につなぐ仕組みを構築するため、教育や高齢者、障害者、子どもへの福祉などの各分野を横断した多機関協働による包括的相談支援やアウトリーチ型支援の体制を整備できるよう、必要な支援を行うこと。

また、相談支援やコーディネートの能力のある社会福祉士や保健師、リンクワーカー等の専門職の養成・確保を図るため、十分な財政措置を講じること。

(11) 孤独・孤立を含め、生きづらさや複合的な生活課題を抱える方への支援については、つながりや絆を大切にする伴走型で進める必要があり、ボランティアやNPO等の果たす役割が大きいため、そうした支援団体等の育成・確保、活動への財政支援の充実を図ること。

(12) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長

すること。

- (13) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

- (14) 都市自治体に取り組むコンパクトシティの形成や中心市街地の活性化、市街地再開発事業等の都市再生関連施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるなど、その取組が一層推進されるよう積極的に支援すること。

- (15) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。

- (16) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。

- (17) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。

- (18) ジェットfoilは離島航路存続には必要不可欠な存在であることから、運航会社の建造費に係る負担軽減措置を含めた抜本的対策を講じること。

7. 地方創生を実現する財源充実

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするた

め、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が感染症に係る情報の住民等への提供、感染拡大防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定策などの各種対策に要する経費については、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。

真の分権型社会の実現に向けた 都市自治の確立等に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

特に、福祉施設等における「従うべき基準」の廃止・参酌化など義務付け・枠付けの見直しを図ること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、これまでの改革において実現に至らなかった内容を含め、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急

増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営を行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。

6. 都市自治体による自主的で主体的なまちづくりが実現できるよう土地利用関係制度に係る事務を簡素化するなど運用改善を図るとともに、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関係制度に係る権限を都市自治体に移譲すること。

7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。

また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。

8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行い、すべての自治体が円滑に事業を開始できるよう、十分な準備期間を設けること。

また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

行政のデジタル化・マイナンバー制度における 地方自治体支援等に関する重点提言

人口減少と高齢化が深刻化していく中で生じる変化・課題や大規模災害、感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な行政サービスを提供していくことが求められている中、第204回通常国会において、IT基本法の全面的な見直しや、デジタル社会の形成に関する司令塔であるデジタル庁を設置すること等を内容とするいわゆるデジタル改革関連法が成立した。

今後、国、地方自治体及び民間との役割分担の下、デジタル社会の実現に向け、様々な分野での取組が本格的に始動することになる。

こうした状況の下、都市自治体においては、行政手続のオンライン化の推進や情報システムの標準化・共通化、適切な個人情報保護を図るなど、デジタル技術やデータを活用して、住民の利便性を向上させるとともに、AI等の活用により業務効率化を図り、人的資源を行政サービスの更なる向上につなげていくことが必要となる。

よって国は、特に次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. デジタル社会の実現に向けて、住民に身近な行政を担う都市自治体の役割は極めて大きいことから、国は主導的な役割を果たしつつ、今後提示予定の「(仮称)自治体DX推進手順書」をはじめ都市自治体の取組を確実に支援すること。

特に、行政のデジタル化を進展させるためには、専門知識を有する多種多様な人材が不可欠であることから、デジタル人材の育成・確保について必要な支援を行うこと。

あわせて、行政のデジタル化に関して現在措置されている財政支援のほか、今後、新たに必要となる経費等についても確実に支援するとともに、都市自治体におけるセキュリティ対策についても十分な支援を行うこと。

2. 各都市自治体における住民記録や地方税、福祉などの基幹系情報システムについては、令和7年度を目標に、デジタル庁が調達するガバメントクラウドを活用し、標準準拠システムを利用できるようにしているが、すべての都市自治体が標準準拠システムに移行できるよう、的確な情報提供やき

め細やかなフォローアップを行うこと。

また、自治体ごとにシステムの整備状況や更新時期は様々であることから、人材面や財政面等に不安を抱える地方の意見を聞きながら、十分な支援を行うこと。

3. 5Gなどの情報通信基盤は地域の発展に不可欠な21世紀の基幹インフラであり、全国への速やかな展開が極めて重要であることから、離島や中山間地域など条件不利地域における通信基盤を確実に整備するとともに、都市と地方の基盤整備格差が生じないよう地方の実情を踏まえ、万全の措置を講じること。

4. マイナンバー制度は、公平・公正な社会保障制度や税制の基盤であるとともに、行政手続がデジタル化されることにより、国民の利便性向上や行政の効率化が実現し、特に自治体による給付や災害時等の住民支援においては、迅速な対応が可能となることから、国民に正確な情報を提供しながら利用の促進を図ること。

また、マイナンバー制度を円滑に進めるため、制度の安全性や信頼性について、丁寧かつ十分に説明するなど、国民への周知徹底等を図ること。

さらに、マイナンバーカードの普及促進のため、国においては、健康保険証や運転免許証との一体化などの利活用拡大、スマホへの搭載等について、国民の利便性を高める取組を推進するとともに、都市自治体の交付体制の充実に対し財政措置を講じること。

5. マイナンバー制度導入及び運用に係る経費については、個人番号通知書及びマイナンバーカードの交付等も含め、全額を国において措置すること。

特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。

また、今後、マイナンバーカードの発行等の大幅な増加が見込まれることから、都市自治体が行うマイナンバーカードの交付における事務手続きの簡素化を図ること。

6. 情報連携及びセキュリティ対策に係る経費について、継続的かつ十分な財政措置を講じること。
7. 情報連携を有効に活用するため、情報連携を前提とした都市自治体の担当職員が使いやすい事務処理要領を早急に示すなど、技術的支援の充実強化を図ること。
8. マイナンバーカードの制度運用に当たっては、都市自治体に対し、早急な情報提供や十分な協議・調整等を行うとともに、都市自治体の運用実態を踏まえ、マイナンバーカードと電子証明書の有効期限の統一など、住民の利便性向上とともに都市自治体の事務的負担の軽減が図られるよう必要な措置を講じること。
9. デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により改正された個人情報保護法の施行に当たっては、条例による運用からの大きな制度変更となることに伴い、現場に混乱の生じることがないように、早期のガイドライン等の提示をはじめ適切な情報提供を行うなど、都市自治体の実情に沿った支援を行うこと。

また、個人情報の利活用については、国民の理解が得られるよう、国として解りやすく丁寧に説明すること。
10. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

選挙制度に関する重点提言

選挙制度について、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 参議院選挙制度については、合区を固定化することなく、次回の通常選挙までに、合区を根本的に解消し、都道府県単位による選挙により代表が国政に参加することが可能な選挙制度を構築すること。
2. 都市自治体内において衆議院小選挙区が分割されていることにより、地域の一体感の阻害、選挙事務の非効率などを招いていることから、分割状態が解消されるよう見直しを行うこと。
3. 国政選挙における感染防止対策に要する経費について、全額を国において負担すること。
4. 国政選挙及び地方選挙において、選挙の正確性・迅速性が確実に確保できるよう、選挙備品等の導入に対する財政措置の拡充を図ること。

外国人の受入環境整備・多文化共生社会の構築に関する重点提言

新たな在留資格である「特定技能」による外国人材（以下「特定技能外国人材」という。）を含め、外国人との共生社会の実現に向け、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 今後増加が見込まれる外国人材とその家族が、安心して安全に日本人と共に暮らせる共生社会を実現するため、国においては各種施策の充実・強化を図ること。

また、教育や医療など、在留外国人に関するすべての案件をワンストップで対応できるよう、国の窓口の更なる機能強化を図ること。

さらに、地方においても在留外国人に対する情報提供、相談を多言語で行う一元的相談窓口の設置や円滑な運営が行えるよう、外国人受入環境整備交付金の拡充を図るとともに、令和4年度以降も継続すること。

2. 地方創生の観点から、特定技能外国人材等が大都市圏等に過度に集中しないよう、地方の人材不足対策に配慮すること。

また、地方における特定技能外国人材等の受入れが容易となるよう、監理団体への監理費や登録支援機関への委託費の軽減につながる支援策を講じること。

3. 新たに受け入れる外国人材や在留外国人に対して、都市自治体が実施する日本語教室や通訳の配置、各種相談窓口の設置、行政情報の多言語化など、受入環境整備、多文化共生社会の実現に向けた諸施策について、国は自治体の意見を十分に尊重し、積極的に支援すること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、特に次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響が続いており、令和4年度においても、国、地方を通じて、極めて厳しい財政状況となることが見込まれる中、地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

また、地方交付税については、引き続き、財源調整・財源保障の両機能を強化するとともに、その総額を確保すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

(3) 基準財政需要額は、地方公共団体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることから、その算定に当たっては、地方単独事業を含めた社会保障経費の増嵩をはじめ、各都市自治体の実態をよりの確に反映したものとなるよう、算定の充実を図ること。

また、地方財政計画で計上された経費が、個別の都市自治体にどのように算定されたのか、算出の考え方を分かりやすくかつ明確にすること。

2. 地方税の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、地方消費税を都市自治体の基幹税として位置付けるなど税源の

偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

- (2) 固定資産税（土地、家屋及び償却資産）は、市町村が提供する行政サービスと資産の保有に着目して応益原則に基づき課税する基幹税である。令和3年度における特別な税額の据置措置は臨時・異例の措置であり、引き続き固定資産税の安定的確保を図る観点から、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行うべきではない。

また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症対策などの経済対策は、本来、市町村の基幹税である固定資産税を用いて行うべきではなく、国税や国庫補助金などにより実施すべき性質のものである。更なる対象の拡充は断じて認められず、期限の到来をもって確実に終了すること。

- (3) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。

ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

- (4) 軽自動車税を始めとした自動車関係諸税は、都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源としての需要が今後とも増嵩していくことから、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすること。

3. 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財源の確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症により住民生活と地域経済に甚大な影響が生じており、国、都道府県と連携し、都市自治体が感染症に係る情報の住民等への提供、感染拡大防止に関する措置、住民の生活及び地域経済の安定策などの各種対策に要する経費については、迅速かつ的確に対応できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などにおいて、引き続き積極的に措置すること。

- (2) 特別交付税の算定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響にかんがみ、個別都市自治体の財政需要や財政収入をきめ細やかに聴取し、的確に反映すること。

4. 地方創生の実現に向けた財源の充実

- (1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、地方財政計画に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」を継続・拡充すること。

また、算定に当たっては、成果指標に徐々にシフトしていくことについて、努力している条件不利地域や財政力の弱い団体が地方創生の目的を達成できるよう、長期にわたる取組が必要であることを考慮すること。

- (2) 都市自治体が地域の実情に応じた息の長い取組を自主的・主体的に継続して実施できるよう、地方創生推進交付金等の所要額を確保すること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、要件の緩和など弾力的な運用を図ること。

- (3) 公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等の取組に対し、国としても、更なる公共施設マネジメントの促進を図る観点から、各都市自治体の本計画の見直しを支援するとともに、都市自治体が計画的に公共施設等の適正管理に取り組めるよう、令和3年度までとされている公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長するなど十分な財政措置を講じること。

5. 国庫補助金等の補助単価等の適正化

都市自治体の事業執行に支障が生じることのないよう補助率、補助単価等を実態に即して改善し、必要額を確保するとともに、事務手続の簡素合理化、早期内示等に努めること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化するとともに、交付基準を地域の実態を勘案して適切に見直すこと。

2. 保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金について

都市自治体における高齢者の自立支援や重度化防止の取組が一層評価され、推進が図られるよう、地域の実情を反映した適切な評価方法とすること。

また、現行の仕組みでは交付額等が不確実であることから、都市自治体が中長期的な視点で事業実施するための安定的な財源として見込めるよう適切な措置を講じること。

3. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

4. 地域包括ケアシステムの構築等について

- (1) 地域包括ケアシステムが効果的に機能するためには、住民の自助を基本としながら、地域等での助け合いによる仕組みづくりの推進が必要であることから、住民主体の取組意識が根付くよう、関係機関のみならず、広く国民に趣旨の普及啓発を図ること。

また、都市自治体が取り組む地域包括ケアシステムの趣旨の普及啓発に係る事業に対する財政措置を講じること。

- (2) 地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員や保

健師等の専門職の必要な人員の確保や人員配置基準の見直し、研修体制の見直し等について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(3) 地域支援事業については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

1) 地域支援事業の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を講じること。

2) 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に当たって、自治体の財政や事務の負担が増大することのないよう、国の責任において確実な措置を講じること。

5. 制度改正について

(1) 制度改正に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、地域格差の是正についても引き続き適切に取り組むなど、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。

(2) 制度改正について、引き続き必要な情報提供を行うとともに、自治体の事務負担やシステム改修費等の財政負担に対する支援措置を講じること。

また、準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

6. 介護サービスの基盤整備等について

介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と一層の処遇改善を図るため、財政措置を拡充すること。

また、山村振興地域等について、慢性的な人材不足が生じている地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

7. 介護報酬等について

(1) 介護報酬の改定に当たっては、都市自治体をはじめ関係者の意見を十分踏まえ、保険料の水準に留意しつつ、簡素、明快な報酬体系を構築すること。

(2) 地域やサービスの実態に即した、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

(3) 介護人材確保のため、処遇改善加算の対象を拡充するなど介護職員全体の賃金水準の底上げを行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 国保財政基盤の強化のため、平成30年度制度改革以降実施されている公費3,400億円の財政支援について、継続して実施するとともに、更なる拡充を図ること。

また、改革により保険料が上昇する都市に対する激変緩和措置に必要な財源を十分に確保すること。

(2) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(3) 各種医療費助成制度等、地方単独事業の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置について、未就学児までを対象とする子ども医療費助成に係る減額措置の廃止に留まらず、すべての地方単独事業実施に係る減額措置を廃止すること。

(4) 子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度の施行に当たっては、子育て世帯の負担軽減を図るため、必要な財源を確保したうえで、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること。

(5) 国保の普通調整交付金の配分に当たり、実際の医療費ではなく、標準的な医療費水準を前提として交付額を決定する見直しが検討されているが、国保の構造的課題を解消するためには、普通調整交付金が担う自治体間の所得調整機能は極めて重要であり、当該機能は国と地方の協議により平成30年度以降も維持することとされていることを踏まえ、見直しは行わない

こと。

- (6) 保険者努力支援制度について、各保険者の医療費適正化への取組等に対する支援が目的であることを踏まえ、努力したすべての保険者が評価されるよう、地域の実情に応じた適切な評価指標となるよう見直すとともに、支援総額の拡充を図ること。
- (7) 高額な医療費について、保険料（税）の引上げに繋がらないよう、必要な財政措置を確実に講じること。
- (8) 市町村事務処理標準システム等について、制度の改正等により発生する改修費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。
- (9) 国の意向等を踏まえ実施する国保総合システムの次期更改に係る費用については、保険者や被保険者に負担が生じないよう、国の責任において必要な財政措置を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

- (1) 後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。
- (2) 後期高齢者医療制度の窓口負担割合の引上げや配慮措置については、十分な周知を図るとともに、施行時期を被保険者証の更新時期と合わせること。
- (3) 後期高齢者医療制度の改正に伴うシステム構築・改修費用等に対して、十分な財政措置を講じること。

子ども・子育てに関する重点提言

子ども・子育て施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 少子化対策の充実について

(1) 若い世代が安心して結婚、妊娠・出産、子育てができる環境を整備するため、地域独自の取組に対する財政支援の充実を図るとともに、子育て世帯の経済的負担の軽減等、国自らが長期を展望した少子化対策を強力に推進すること。

(2) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づく総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、各種支援の「量的拡充」と「質の向上」の実現に必要な1兆円超の財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

(3) 公定価格について

1) すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

2) 地域区分について、地域の実情に即したものとなるよう見直すこと。

(4) 多様な保育サービスの提供や保育所等の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について、地域の実情に即した十分な財政措置を講じること。

(5) 保育所等における医療的ケア児に対する十分な支援体制を確保するため、安定的な看護師の確保や補助事業の拡充等、必要な支援を行うこと。

また、特別な配慮を要する子どもの受入れについて、地域の実情に応じた支援が実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

(6) 「新子育て安心プラン」に基づき、待機児童の解消に向けた取組を一層推進するため、十分な財源を確実に確保するとともに、更なる支援策の拡充を図ること。

また、待機児童の解消や耐震化をはじめとする保育所等の施設整備のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図る等、必要な措置を講じること。

(7) 保育人材の育成・確保について

- 1) 保育士の確保及び更なる処遇改善を図るため、公定価格における基本分単価や処遇改善等加算について、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- 2) 保育所等における働き方改革を推進し、保育士の勤務条件の緩和や業務負担の軽減を図るため、保育士配置基準を適切に見直すとともに、休暇代替保育士や事務職員の配置等、労働環境の整備に必要な財政措置を拡充すること。
- 3) 新たな保育士の育成や潜在保育士の就労を促進するため、研修体制の充実や修学資金・就職準備金等の貸付制度の拡充等、総合的な取組を強化すること。

また、保育士の定着化と地域格差の解消を図るため、保育士宿舍借上げ支援事業の充実等、必要な措置を講じること。

2. 幼児教育・保育の無償化について

- (1) 幼児教育・保育の無償化については、様々な課題に対し、PDCAサイクルを行う「幼児教育・保育の無償化に関する協議の場」において、引き続き十分な協議を行い、都市自治体の意見を十分に反映して制度の充実・改善を図ること。

また、都市自治体に新たな負担が生じないよう、事務費等に対する十分な財政措置を講じるとともに、事務負担の軽減を図ること。

- (2) 幼児教育・保育の無償化の財源について、これまでの国と地方の協議を踏まえ、国の責任において必要な地方財源を確実に確保すること。
- (3) 認可外保育施設等の質の確保・向上を図るため、国の責任において、財政支援を含めた必要な措置を講じること。

3. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進について

- (1) 都市自治体が「新・放課後子ども総合プラン」に基づく質の改善や量の拡大等に対応できるよう、施設整備・運営に係る財政措置を拡充すること。

また、地域の実態に対応した運営が可能となるよう、補助基準額等を増額すること。

- (2) 地域の実態に対応して放課後児童支援員を確保するため、処遇改善事業における補助基準額を増額すること。

また、希望する市町村における認定資格研修の実施を可能とすること。

4. 児童虐待防止対策の強化を図るための総合的な支援について

- (1) 児童虐待防止対策における都市自治体の役割が増大する中、早期発見・早期対応に必要な体制の整備や支援施策の強化を図るため、専門職の配置に係る財政支援や研修機会の拡充、子どもや保護者に対する効果的な在宅支援策の提示、地域ぐるみで取り組む広報啓発活動等、総合的な支援措置の充実を図ること。

特に、子ども家庭総合支援拠点等の整備及び運営については、地域の実態を踏まえた弾力的な運用を可能とするとともに、補助対象の拡充等、十分な財政措置を講じること。

- (2) 児童相談所の体制及び専門性を計画的に強化するため、児童福祉司をはじめとする専門人材の育成・確保等について、十分な財政措置を講じること。

なお、中核市等における児童相談所の設置については、地域の実態を踏まえて都市自治体が必要かを判断するものであることから、設置を目指す都市自治体の後押しとなるよう、施設整備や人材確保等に対する支援の充実を図ること。

- (3) 都市自治体が関係機関等と緊密な連携を図ることができるよう、役割分担の明確化等、必要な措置を講じること。

5. 子どもの貧困対策の推進について

すべての子どもの貧困対策と自立支援を総合的に推進するため、教育支援、生活支援、就労支援及び経済的支援等について、必要な措置を講じること。

また、都市自治体が地域の実情に応じた貧困対策を長期的に取り組めるよう、必要な財政措置を講じること。

6. 全国一律の子どもの医療費助成制度の創設について

子育てしやすい社会の実現に日本全体で取り組むとともに、我が国の将来を担う子どもたちが必要な医療サービスを公平に受けることができるよう、少なくとも未就学児までの子ども医療費については、全国一律の国の保障制度を創設すること。

なお、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度に関する重点提言

生活保護制度・生活困窮者自立支援制度の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

特に、医療扶助費については、生活保護費全体の約半分を占める状況にあり、今後も増加が見込まれることから、受給者の必要な受診を抑制すること等のないよう十分に留意しつつ、都市自治体の意見を十分に踏まえ、医療保険制度全体の在り方を含め、その適正化について検討すること。

また、制度の見直しに当たっては、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

2. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

また、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

3. 生活困窮者自立支援制度について、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、制度の見直しに当たっては、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続し、都市自治体の意見を十分に踏まえるとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

障害者福祉施策に関する重点提言

障害者福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 都市自治体が障害者総合支援法に基づく事業を安定的に運営できるよう、新たな制度に係る情報提供や周知を図ること。また、障害者の生活実態やニーズ等の地域の実情を十分踏まえ、必要な財源を確保すること。

今後の制度見直しに当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、自治体と十分協議し、準備期間の確保、具体的で速やかな情報提供と周知、電算システム改修等の準備・運営経費に対する財政措置等、必要な措置を講じること。

2. 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担及び自治体間格差が生じないように、必要な財源を確保するとともに、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。

3. 障害福祉人材を確保し、事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充、処遇改善を含め、必要な措置を講じること。

また、障害福祉サービス等報酬の地域区分については、地域の実情を踏まえた適切な区分を設定すること。

地域医療の確保に関する重点提言

地域医療の確保を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師等の確保及び偏在対策について

- (1) 安心して質の高い地域医療サービスを安定的に提供するため、産科・小児科・外科・麻酔科等の医師・看護師等の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 医師や看護師・助産師等医療を支える専門職の養成・確保及び地域の定着等を図るため、労働環境の改善等に資する支援策を講じるとともに、十分な財政措置を講じること。
特に、女性医師及び看護師等の復職を支援するなど、離職防止等に資する支援策を充実すること。
- (3) 新専門医制度については、医師偏在を助長すること等のないよう検証を行うとともに、都市自治体等の意見を十分に踏まえ、総合診療を行うなど地域に貢献する医師にインセンティブが働く仕組みの構築や専門医の資格取得において地域医療に従事する医師を優遇するなど、国の責任において必要な措置を講じること。

2. 医師偏在対策、医療従事者の働き方改革、地域医療構想等の地域医療への影響が大きい取組について、「地域医療確保に関する国と地方の協議の場」等において、地方と丁寧かつ十分に協議を行い、その意見を施策に反映するとともに、地域の実情に応じた十分な支援策を講じること。

また、国からの情報発信については、国民の不安や誤解を招かないよう十分に説明すること。

3. 自治体病院等について

- (1) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(2) 病院事業において生じる控除対象外消費税負担が公的病院等の経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬や消費税の制度見直しを図るなど、必要な対策を講じること。

(3) 都市自治体が行っている公的病院等への助成について、地域の実情に配慮した十分な財政措置を講じること。

4. 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療等の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

5. がん対策について

(1) がんの早期発見に向け、受診率の向上策を強化するとともに、都市自治体を実施するがん検診事業に対する十分な財政措置を講じるなど、がん対策の一層の充実を図ること。

また、検診方法及び検診体制の拡充を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業について、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じるとともに、恒久化を図ること。

また、助成対象者の拡大を図ること。

6. 国民が等しく予防接種を受けられることができるよう、定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、おたふくかぜ等について、早期に定期予防接種として位置付けるとともに、住民や現場に混乱を招くことのないよう、速やかな情報提供と十分な準備期間を確保すること。

水道事業に関する重点提言

安全、安心な水道水の供給及び公営企業財政の健全化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 安全で安定した水道水の供給を図るため、水道施設について、浸水災害対策、耐震化や安全強化、老朽化した施設の更新・改良、再構築等が促進されるよう、財政措置の拡充等を図ること。

特に、生活基盤施設耐震化等交付金について、所要額を確実に確保するとともに、適切な単価の設定、補助対象の拡大、補助採択基準の緩和、補助率の嵩上げを行うなど、制度の充実を図ること。

2. 水道事業の健全経営のため、起債の融資条件や借換制度の条件緩和を図るとともに、地方公営企業繰出金の繰出基準を緩和すること。

また、地方の実情を踏まえた新たな財政措置等を講じること。

3. 簡易水道等施設整備費の国庫補助について、補助率の嵩上げや補助対象の拡大を行うなど、財政措置の拡充等を図ること。

また、複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業及び上水道事業と統合した簡易水道事業について、財政措置の拡充等を図ること。

4. 水道事業体の広域化について、更なる支援体制を整備すること。

特に、水道事業運営基盤強化推進等事業について、採択基準の緩和や補助対象の拡大を図ること。

義務教育施策の充実に関する重点提言

義務教育施策の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立小・中学校の整備費について、都市自治体が新增築・解体・老朽化対策・防災機能の強化等の事業を計画的に実施できるよう、当初予算において必要額を確保し、速やかに事業採択するとともに、対象事業の拡大や補助率の引上げ及び補助単価の実態に即した改善等の財政措置の拡充を図ること。

特に、空調設備の設置及び維持・管理、トイレ改修、給食施設整備等については、学習環境の早急な改善が図られるよう、十分な財政措置を講じること。

2. 中核市等への教職員人事権等の移譲

(1) 公立小・中学校及び義務教育学校の教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。

(2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開できるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。

3. 教職員配置等の充実について

(1) 公立小・中学校において、「新しい生活様式」に対応するとともに、G I G Aスクール構想により学校のI C T化が進む中、教員の質の向上及び確保を図り、多様な子どもたち一人一人を丁寧に指導するため、少人数学級の推進を図ること。

(2) 公立義務教育諸学校の教職員配置の充実改善について、個に応じたきめ細かな指導の充実が図られるよう、新たな「公立義務教育諸学校教職員定数改善計画」を策定したうえで、地域の実情に合った配置が図られるよう、所要の措置を講じること。

4. 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡

充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制の充実を図ること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

5. 外国人児童生徒が小・中学校に編入する前に学校教育において必要な生活指導や日本語指導を行うため、「帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業」の充実を図り、都市自治体が行う初期適応指導教室（プレクラス）の取組等に対する支援を更に充実すること。

また、日本語指導等を必要とする帰国・外国人児童生徒が急増している現状を踏まえ、早急に教職員配置の充実を図るとともに、日本語指導等を行う支援員等の配置を充実させるため、人材確保等に必要な支援及び財政措置の拡充を図ること。

6. 小学校の外国語活動、中学校の外国語学習等の円滑な実施のため、正規教職員の確保や地域の実態に即した外国語指導助手等の確保・配置に必要な支援策及び財政措置の拡充を図ること。

7. GIGAスクール構想の実現について

- (1) ICT環境の維持・改善等に係る財政措置について

児童生徒1人1台端末及びネットワーク環境の整備後においても、ICT環境の維持・改善に必要な経費について、交付・不交付団体を問わず、すべての団体において的確に対応することができるよう、国の責任において必要な財政措置を継続して講じること。

- (2) デジタル教科書に係る財政措置について

学校教育におけるICT活用を積極的に進めるうえで、指導者用デジタル教科書及び学習者用デジタル教科書は必須であることから、都市自治体がデジタル教科書を購入するに当たっては、十分な財政措置を講じること。

また、将来的には、現在使用している紙の教科書と同様にデジタル教科

書が無償となるよう、所要の制度改正を図ること。

(3) 学習用ソフトウェアの購入等に対する財政措置等について

都市自治体が有償で購入する学習用ソフトウェアやセキュリティシステム等に係る経費について、継続的かつ十分な財政支援を講じるとともに、授業目的公衆送信補償金については、すべての児童生徒に給与される教科書と同様に無償とすること。

(4) ICT教育人材の配置の充実等について

1) 教職員のICT機器の活用スキルの向上及びICT機器を最大限に活用した授業の推進を図るため、ICT支援員については公立小・中学校等4校に1人、GIGAスクールサポーターについては公立小・中学校等4校に2人とされている配置水準を引き上げるとともに、財政措置を拡充すること。

2) ICT活用に関する教員研修等に要する費用について、必要な財政措置を講じること。

(5) センターサーバー等の導入・増強・維持に関する財政支援を講じること。

(6) 具体的な機器や活用事例など、都市自治体がGIGAスクール構想を実現するために必要な情報を引き続き迅速かつ適切に提供すること。

公共事業に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 国土強靱化、防災・減災対策の加速及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を安定的に確保すること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来すことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

また、両交付金制度については、都市自治体の意見を十分に踏まえ、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化などにより活用しやすい仕組みにすること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却に係る財政措置を拡充するとともに、公共施設等適正管理推進事業債については、期限を延長すること。

4. 人口減少等の社会情勢を踏まえつつ、下水道未普及地域の整備促進や高度処理の推進を図るため、下水道整備に係る財政措置を拡充すること。

5. 下水道は大量のストックを有し、今後施設の老朽化が一層進行することを踏まえ、引き続き、国の責任において、改築・更新に係る十分な財政措置を講じるとともに、浸水対策・地震対策に係る財政措置を拡充すること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を長期安定的に確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 新たな広域道路交通ビジョン・計画の策定に当たっては、地域の特性が十分に反映されるよう配慮すること。

特に、重要物流道路については、地方の実情を十分踏まえ指定するとともに、当該道路の機能強化及び整備を重点的に支援すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、橋梁等の点検については、地方の実情を踏まえ、その方法や頻度のあり方を見直すとともに、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 子供を交通事故の被害から守るため、緊急安全点検の結果を踏まえ、交通安全施設等の整備の一層の促進を図るとともに、歩道の設置・拡充、自転車の利用空間の分離、防護柵の設置等により安全・安心な歩行空間の整備を強力に推進すること。

運輸・交通施策に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日々の移動手段を持続的に確保するため、地域公共交通確保維持改善事業の予算を十分に確保したうえで、対象要件の緩和など財政措置を拡充すること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化が推進されるよう財政措置の拡充など、十分な支援を講じること。
- (3) 都市自治体等が実施する免許返納後の高齢者などの交通弱者に対する移動支援について、財政支援を講じること。
- (4) 島しょ部等の生活交通として欠かせない離島航路・航空路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置等を講じること。

2. JR北海道等については、地域住民の通学・通勤などの足として重要な役割を担うだけでなく、地域の経済活動の基盤となることから、JR北海道等の安定的な経営に向けた支援を継続・拡充すること。

3. 新幹線の早期全線開業等

- (1) 整備新幹線については、沿線都市自治体に過度な負担が生じないように建設財源を安定的に確保したうえで、早期に全線開業すること。
- (2) 新幹線の利便性向上のため、運送力強化や乗り換え不便の解消、二次交通の充実等に資する支援を行うこと。
また、沿線自治体が行う新駅周辺地域の整備に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持と利便性向上のため、財政措置の拡充を含め適切な支援措置を講じること。
- (4) 基本計画に定められている路線については、整備計画への格上げに向けた調査を実施すること。

4. 港湾・海岸整備事業の促進

- (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- (2) 津波、高潮、高波、海岸浸食等の自然災害から国民の生命・財産を守るため、防波堤及び防潮堤の整備、海岸保全施設等の耐震化など港湾・海岸における防災・減災対策を推進するとともに、必要な予算を確保すること。
- (3) クルーズ船の再興に向けて、旅客船専用岸壁や感染症対策にも対応できるターミナルの整備を図るなど、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

農林水産施策に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、地域の特性や実情を反映するとともに、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重し、制度の拡充や運用改善を図ること。
- (2) 米政策改革の推進に当たっては、米の需給及び価格の安定が図られるよう米価下落等に対するセーフティネットの整備や需要に応じた生産を可能とする情報提供等、必要な措置を講じること。
- (3) 水田活用の直接支払交付金については、速やかに法制化したうえで、地域の実情に応じた取組ができるよう拡充するとともに、十分な予算を確保すること。
- (4) 収入保険制度の安定と円滑な実施のため、所要の予算を確保するとともに、加入促進を図ること。
また、気候変動や病害虫等による作物被害に対する財政措置を講じること。
- (5) 農作業の省力化や低コスト化に向け、スマート農業等を活用し、生産技術等の高度化を推進すること。

2. 貿易交渉に係る適切な対応

T P P 11 協定、日 E U ・ E P A、日米貿易協定及び日英 E P A の発効に伴う、農林水産業等への影響を継続的に検証し、総合的な T P P 等関連政策大綱の必要な見直しを行うとともに、同大綱に基づき、体質強化や経営安定、輸出拡大等、万全の対策を講じること。

また、同大綱に基づく施策に係る財源については、既存の農林水産予算に支障を来さないよう確保すること。

3. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。

4. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成・確保するためのサポート体制や研修の充実等の支援措置を拡充すること。
- (2) 農業次世代人材投資事業については、交付要件の緩和や都市自治体の事務負担の軽減等、事業の拡充や運用改善を図ったうえで、認定新規就農者等に安定的かつ継続的な支援ができるよう地方の実態に即した十分な予算を確保すること。
- (3) 農地中間管理事業については、機構集積協力金や農地中間管理機構関連農地整備事業等の関係予算を十分に確保し、施策を充実させること。

5. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、当初予算において必要額を確保すること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。

特に、近年の激甚化・頻発化する豪雨災害にかんがみ、防災重点ため池の防災・減災対策や農業用ため池の管理及び保全に関する法律に基づき都市自治体が行う事務については、以下の措置を講じること。

- 1) 防災重点ため池、田んぼダムの整備に対する支援措置を講じること。
- 2) 都市自治体が施行する農業用ため池の防災工事については、農村地域防災減災事業等を重点配分するなど、十分な財政措置を講じること。
- 3) 都市自治体が農業用ため池の保全管理を適切かつ円滑に行えるよう研修の開催、相談体制の構築や既存ストックの一時的治水利用に伴う損害補償制度の創設等、必要な財政措置や技術的支援を講じること。
- 4) 都市自治体が裁定による特定農業用ため池の操作、維持、修繕その他の管理に要する費用を所有者から徴取できない場合、所有者が負担すべき費用が都市自治体に転嫁されることがないように国費等の財政措置を講じること。

6. 持続可能な力強い農業を育てるため、地域資源を活用した農業の6次産業化に係る財政措置を拡充すること。

7. 農山村の活性化

- (1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組を推進できるよう拡充や運用改善を図るとともに、十分な予算を確保すること。
- (2) 中山間地域や棚田地域振興法に基づき指定された指定棚田地域等、農山村の振興・活性化のための支援措置を拡充すること。

8. 鳥獣被害対策の充実強化

- (1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、捕獲の強化及び処分効率化に向けた取組を行うこと。
また、鳥獣被害対策については、地域の実態に即した取組やICTを活用した取組が効果的に推進できるよう十分な予算措置を講じること。
- (2) 捕獲の担い手確保に向け、有害捕獲に係る捕獲活動経費については、上限単価の引上げや捕獲確認の簡素化等を行うとともに、狩猟免許取得及び捕獲個体の運搬に係る経費の助成等、支援措置を拡充すること。

9. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

- (1) 酪農、肉用牛繁殖、肉用牛肥育及び養豚等の各経営安定対策については、畜種ごとの特性に応じた対策を推進すること。
また、配合飼料の価格安定を図るとともに、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用を推進すること。
- (2) 生産コストの削減などにより、収益力や生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

10. CSF（豚熱）対策の充実強化等

- (1) CSFの終息に向け、農場における飼養衛生管理の強化、野生いのしし対策、発生農家の経営再開と産地の再生支援など、総合的なCSF対策を充実するとともに、十分な財政措置を講じること。
また、豚熱感染確認区域については、解除基準の明確化を図ること。
- (2) 海外からの家畜伝染病については、国内侵入を防止するため、検疫体制の強化など、水際対策を一層強化・徹底すること。

11. 高病原性鳥インフルエンザ対策の充実強化等

- (1) 高病原性鳥インフルエンザの発生原因と感染経路を速やかに解明し、抜本的な対策を早期に講じること。
- (2) 養鶏業者に対して十分な経営支援を行うとともに、養鶏業者が講じる感染予防対策について十分な支援を行うこと。
- (3) 風評被害の払しょくや食の安全性の啓発等に積極的に取り組むこと。
- (4) 定期検査等における農場への助言及び指導等の充実を図ること。

12. 森林経営管理制度が円滑に推進されるよう国の責任において、林業経営者に対して周知を図るとともに、都市自治体の事業実施体制の強化・整備に向けて、林業部門担当職員の確保・育成に係る支援や林業技術者等を活用できるようにするなど、万全の措置を講じること。

13. 林業の担い手の確保・育成及び経営の安定化に係る支援措置を拡充すること。

14. 木材の安定供給や効率的な森林施業の実施に不可欠な路網整備等の森林整備事業に係る財政措置を拡充すること。

15. 国産材の利用拡大を推進するため、CLTの普及、住宅木材利用促進及び公共施設をはじめとした建築物等の木造化・木質化などに係る支援措置を拡充すること。

また、多様化する木材需要に対応するため、木材関連産業の育成や流通販路の確立に資する施策を推進すること。

16. 林地台帳制度の運用に当たっては、森林情報の充実と共有を図るとともに、森林の計画的な整備・保全を推進するため、都市自治体への支援を継続すること。

17. 水産政策の着実な推進

- (1) 新たな水産資源管理制度の運用に当たっては、漁業者等関係者の理解と協力を得たうえで、資源状況に応じた適切な資源管理指針・計画により推

進すること。

- (2) 海外での風評被害に対して、我が国の水産物の安全性が確保されている等を示し、科学的根拠に基づかない輸入制限措置等の対応が採られないよう、国の責任において積極的に働きかけるとともに、その影響を受けた漁業者に対する支援を講じること。
- (3) 沿岸諸国との漁業交渉を強力に推進し、漁場の確保及び国際的な資源管理の一層の推進を図ること。
- (4) 我が国周辺の排他的経済水域内における違法操業に対する漁業取締体制を一層強化すること。
- (5) 漁業の担い手を確保し、年齢バランスのとれた漁業就業構造を確立できるよう漁船取得や独立自営への支援等、新規就業者の確保・育成対策を継続的に実施するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (6) 燃料、飼料の価格変動等により経営に大きな影響を受けている漁業者への漁業経営セーフティネット構築等、経営安定化対策を継続・強化すること。

18. 大規模自然災害の被災地における農業者が早期に営農を再開できるよう農地・農業用施設等の速やかな復旧支援や融資の円滑化など、積極的に支援すること。

また、迅速で円滑な支援が行われるよう災害復旧事業を柔軟かつ弾力的に運用するとともに、手続きを簡素化すること。

地域経済に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、地方拠点強化税制を延長したうえで税制特例措置を抜本的に見直すとともに、企業誘致の施策に係る支援措置を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済の好循環を図るため、「地域未来投資促進法」を地域の実情に応じて柔軟に運用し、地域の特性を活かした成長性の高い新たな分野に挑戦する地域中核企業と企業立地促進に向けた都市自治体の取組に係る支援の充実を図ること。
 - (2) 地域経済を牽引する中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた金融対策等の支援を拡充すること。
 - (3) 経営者の後継者不足や高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑な事業承継ができるようマッチング、財政措置の拡充及び税制の見直しなど、引き続き幅広い支援を行うこと。
 - (4) 企業の有する技術・能力や地域資源としての伝統工芸を活用した取組については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。
 - (5) 新たな地域経済の担い手を創出するため、創業予定者に対する支援策を拡充すること。
3. 観光振興施策に対する支援強化
 - (1) 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。

また、歴史的建築物等の保存・活用について、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
 - (2) 旅行者に対する受入環境整備等

- 1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
- 2) 観光施設等における多言語対応や防災情報の発信、無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
- 3) 訪日誘客支援空港への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

脱炭素社会の実現に関する重点提言

地域における脱炭素社会の実現に向け、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域の脱炭素化に向けた取組の推進

(1) 2050年カーボンニュートラルの実現を見据えた我が国のエネルギー需給構造を明らかにしたうえで、特定の主体が過度の責任や負担を抱えることなく、すべての関係主体が責任や負担を分かち合い、それぞれの実情に応じて自主的・主体的に脱炭素社会の実現に取り組むことができる仕組みを構築すること。

(2) 関係主体のこれまでの取組を尊重し、十分に意見を聞いたうえで、役割分担を速やかに明確にすること。

特に、地域の脱炭素化に当たっては、まず国がイニシアティブを発揮し、関係主体の取組を促進するとともに、広域的なまとまりの中で関係主体が相互に補完し、相乗効果をより一層高められるよう、関係主体の取組や意見を十分に尊重しながら、都道府県と市町村がそれぞれの役割に応じて地域の実施体制を構築する仕組みをつくること。

(3) 都市自治体が地域の脱炭素化に係る息の長い取組を自主的・主体的に多年度にわたり安定かつ継続して実施できる総合的な交付金を創設し、各地域の特性や実情に応じた活用ができるよう、弾力的な運用を可能とするとともに、ワンストップで申請を受け付けるなど、手続を簡素化すること。

(4) 地域における脱炭素社会の実現に向け、関係分野ごとの現状と課題、今後の取組方針を明確に示したうえで、都市自治体の意見を十分に踏まえ、2050年までの時間軸をもった具体的な工程表やそれを実現する施策・制度を早期に提示すること。

また、工程表や施策・制度の実効性を確保するため、PDCAサイクルを構築し、関係主体の意見を十分に聴取・反映しつつ、継続的に充実・改善を図ること。

(5) 都市自治体のマンパワーや地域の脱炭素化において中核的な役割を担う人材が不足していることから、都市自治体のニーズに応じた専門家の派遣等にワンストップで常時対応する体制の構築、研修の充実など、地域人材

の育成・確保に係る支援措置を継続・拡充すること。

- (6) 都市自治体が地域の現状把握や脱炭素化に関する計画、施策等のPDCAサイクルを効率的かつ効果的に回すことができるよう、必要な統計データや知見、ノウハウ等をワンストップで常時提供する情報基盤を整備すること。
- (7) 各地域が特性や実情に応じた脱炭素化の取組を推進できるよう、炭素吸収・再生可能エネルギー導入ポテンシャルや気候、産業構造等の自然的・社会的条件ごとに、先進・優良事例や具体的な取組手法等を迅速かつ継続的に情報提供すること。

2. 地域と共生・調和した再生可能エネルギーの導入・拡大

- (1) 再生可能エネルギーの導入・拡大の促進に当たっては、環境や景観の保全、系統制約の克服等の課題への適切な対応、地域の脱炭素化と雇用・産業の創出や災害対応力の強化といった地域課題の解決の同時達成など、関係主体が地域との共生・調和を図りながら、各地域の特性や実情に応じて取り組むことができるよう、必要な措置を講じること。
- (2) 太陽光発電設備等の再生可能エネルギー設備の設置や管理が適正に実施されるよう、発電事業者への事業計画作成時の地域住民に対する説明の義務付けや防災、環境・景観保全等に係る関係自治体の意見を反映させる制度の創設など、必要な法整備を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備の撤去や廃棄が適正かつ確実に実施されるよう発電事業者による廃棄等費用の積立てを担保する制度などを早急に構築し、実施すること。

3. 系統制約の克服に向けた施策の推進

国の主体的な関与の下、電力系統の増強を迅速かつ確実に推進すること。

また、「日本版コネクト&マネージ」の具体化や先着優先ルールの見直しなど、実効性のある系統運用の改善を遅滞なく行うこと。

廃棄物・リサイクル対策等の推進に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策等を推進するため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等の推進

(1) 循環型社会形成推進交付金については、交付申請額が満額交付されるよう所要額を確実に確保するとともに、交付率の引上げや対象事業の拡大、要件の緩和など財政措置を拡充すること。

また、施設の新設はもとより、基幹的改良や修繕等に係る支援措置を充実すること。

(2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費については、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど財政措置を拡充すること。

2. 循環型社会の形成推進

(1) リサイクルを更に推進するため、「川上から川下まで」トータルで取り組む必要があるとの認識に立ち、特定の主体が全責任を負うことなく、各主体が応分に責任を負担しつつ協働していく制度を構築すること。

その際、市町村にとって財源と人材に裏打ちされた制度とすること。

(2) リサイクルできない品目だけをリストアップし、それ以外の品目すべてをリサイクルすることとするなど、「簡素で分かりやすい」システムを検討し、持続可能な制度を構築すること。

(3) リサイクル率向上に配慮した再生利用が容易な製品設計を製造事業者に義務付けるとともに、リサイクル費用について、前払い方式や製品価格への上乗せを実施すること。

3. 持続可能なプラスチック資源循環の推進

(1) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律の施行に当たっては、住民や現場に混乱を招くことのないよう迅速かつ丁寧な情報提供を行うとともに、十分な準備期間を確保すること。

(2) すべての関係者がリサイクルの効果や費用等の情報を正しく理解できる

ようリサイクル形態ごとの費用、天然資源投入量、温室効果ガス発生量、最終処分量などを国が調査・分析し、その評価を含め公表すること。

- (3) プラスチック製容器包装はもとより、それ以外のプラスチックの回収・リサイクルを含め市町村の負担を軽減すること。
- (4) 全市町村に一律の対応を求める制度ではなく、各市町村が自ら主体的に処理方法を選択できるようにすること。

また、熱回収については、地域における処理施設の状況、分別回収や中間処理等に係る費用、熱回収により新たに創出される価値、環境への配慮等を総合的・合理的に判断して選択している市町村のこれまでの取組を評価・尊重し、確立された資源循環の手法として認めること。

- (5) リサイクルの質と量を向上させるため、闇雲に資源回収量を増やすのではなく、高度なリサイクルが可能なプラスチック資源を効率的に回収する仕組みを構築すること。
- (6) 分別回収品目の追加や資源回収量の大幅な増加等により、分別回収体制の変更や住民への周知、回収・リサイクル設備の効率性向上及び処理能力の確保、中継施設の整備・運営等が新たに必要になるため、財政措置をはじめ地域の実情に応じたきめ細かな支援を行うこと。
- (7) 住民の協力による適正な分別排出が促進されるよう必要な措置を講じるとともに、事業者による自主回収の拡大、民間リサイクル事業者の技術開発・インフラ整備に係る支援、再生素材の利用促進等に責任を持って取り組むこと。
- (8) 事業者がプラスチック資源循環に資する環境配慮設計やリユース容器・製品の利用、過剰な使用の削減、代替素材への転換等に取り組める環境を整備すること。
- (9) 市町村の分別努力に応じたインセンティブ等の仕組みを検討する際には、市町村の多様な取組を尊重し、後押しするものとする。

また、熱回収などを前提に施設更新等に取り組む市町村への財政措置に影響を及ぼさないよう配慮すること。

4. 家電リサイクル制度の適切な見直し

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う前払い方式に改めること。

- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬・リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が担う仕組みとすること。
- (3) 義務外品の処理については、社会動向や排出行動の変化に対応した回収のあり方を検討すること。
- (4) 「家電リサイクル法」で定められた対象品目要件を緩和し、対象品目を拡大すること。

5. 容器包装リサイクル制度の適切な見直し

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者を責任の強化・明確化するとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。
特に、都市自治体の収集運搬・選別保管に係る費用や負担を軽減すること。

6. 都市自治体の漂流・漂着・海底ごみ対策等に係る財政措置を充実するとともに、マイクロプラスチックを含む海洋ごみ等の実態把握及び発生抑制対策を講じること。

7. 浄化槽の整備・更新等に係る財政措置を拡充すること。